

議案第114号

土地の取得について

大阪都市計画道路淀川左岸線（2期）の用地とするため、次の土地を買い入れる。

契約の1

- 1 位 置 大阪市此花区高見1丁目165番20ほか52筆
- 2 面 積 13,555.80平方メートル
- 3 契約の相手方 横浜市西区高島1丁目1番2号
独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構
- 4 契約金額 8,955,077,175円

契約の2

- 1 位 置 大阪市北区大淀北1丁目4番2ほか6筆
- 2 面 積 672.39平方メートル
- 3 契約の相手方 大阪市北区中之島3丁目2番4号
阪神高速道路株式会社
- 4 契約金額 616,125,981円

令和3年3月4日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

大阪都市計画道路淀川左岸線（2期）の用地を取得するため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。